

第1回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時 令和元年5月22日(水) 午前10時から正午まで

場 所 京都産業大学 むすびわざ館3階302教室

会議次第

1 開 会

2 説明事項

(1) 前回委員会の概要について

(2) 平成31年度京都府いじめ調査について

3 その他

4 閉 会

第4回京都府いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日時：平成31年2月27日（水）午前9時30分から同11時30分
- 2 場所 ルビノ京都堀川 2階 「松」
- 3 出席者 【委員】7名（欠席なし）
【府教委】指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他
【傍聴者】なし

4 概要

事務局からの説明

- (1) 前回委員会の概要について
- (2) 平成30年度京都府いじめ調査（2回目）の結果について
- (3) 平成31年度京都府のいじめ防止等事業・施策について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

事務局からの説明

(1) 前回委員会の概要について

- 前回、「文部科学省による調査は、政令指定都市である京都市の結果が今年度から公表されることとなったので、京都府と京都市を別に本委員会に示すことができるか」という質問であるが、統計法の規定により京都市を除くいじめの認知、解消等の数値を示すことはできない。本委員会で示すことができる数値は、京都府が独自に調査しているいじめ調査の結果である。
- 「統計法の規定により示してはいけない」という回答は、京都府の見解なのか、文部科学省に回答を求めた結果なのか。
- 国の実施要項にも示されているが、以前に問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査について、文部科学省に問い合わせたところ、項目以上の公表はできないと回答されている。

(2) 平成30年度京都府いじめ調査（2回目）の結果について

- 府立学校の結果について、学校数やそれぞれの数値の割合を示すことはできないのか。
- 高校の学校数は47校である。しかし、同じ学校内に全日制課程、定時制課程、通信制課程が設置されていたり、全日制の分校も2校あるなど表し方は難しいところがある。また、調査結果について、今後、それぞれの数値の割合を示すことについては検討していきたい。
- 小・中・義務教育学校の結果で未調査の理由として、「外国籍の子どもがいるため調査できなかった」はどの項目に含まれているのか。
- 「未調査者の状況」の中で、「その他」の項目に含まれており、外国籍の子どもが保護者の母国と一緒に帰国しており、調査ができなかった。

○「未調査者の状況」の中に、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」があるが、認定フリースクールで出席扱いしている子どもへの調査は行っているのか。

●認定フリースクールに通う子どもも含めて、登校できていない児童生徒においても、家庭訪問や聞き取り等で調査を行うこととしている。しかしながら、保護者の意向でフリースクール（オルタナティブスクール等）に通っている児童生徒もあり、協力いただけない家庭もある。

○アンケートの独自様式を採用している自治体はどこか。

●学校ごとに独自様式を使用している場合や、自治体ごとに統一している場合がある。独自アンケート様式についても、いじめ調査で最低限度聞かなければならない項目は入っている。教育相談アンケート等、学校生活全体を問うような質問紙にいじめ調査を追加して独自様式としている。

○未調査者の中にいじめによって登校できない児童生徒が含まれるのではないか。

○未調査が小学校で増加傾向にある。その原因を示してほしい。また、未調査が増えていることについて、どのようにしていくのか検討してほしい。

●指摘のように、未調査者数が多く、聞き取りができないことが課題である。学校も様々なアプローチにより努力しているところであるが、未調査の児童生徒の中に重大事態がないかを可能な限り追跡していきたい。

○「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」や「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」とはどんな状況のことか。

●学校からのアプローチを拒む家庭や児童が調査に応じない事例がある。また、保護者にも会うことができなかった家庭とようやく家庭訪問で関係が作られてきた中で、いじめのことについて子どもに聞ける状況にない場合などがあげられる。また、いじめ調査結果は、調査時点での状況であり、その後、接触できた事例や調査に応じた事例もあるなど、学校はいじめの状況把握に努めている。

○結果についてどのように考えているのか。

●件数を全体的に見れば、昨年同時期の調査と比較して、認知に大きな変化は見られない。解消率の減少は課題であるが、これは調査の時点での状況であり、その後解消に向けて現場の教員は見守りや取り組みを行っている。京都府は、認知は得意だが、解消が苦手では調査の本来の意味を失っていると考えている。重大事態がなかったからよかったとは考えていない。組織的に対応していきたい。

(3) 平成31年度京都府のいじめ防止等事業・施策について

○LGBTについて、中学生になると制服を着用することとなり、性的違和感を持つ子どもがいじめの被害にあいやすい。学校での理解教育が必要であると考えますが、それが言えない子どもたちに配慮はされているのか。

●予算の中にLGBTに関しての予算は示していないが文科省からの通知によって理解は進んでいる。人権学習の資料集でも示している。しかしながら、教師間での理解の差があるのは残念ながら確かである。

○行政の事業や施策の評価はどのようにされているのか。いじめ対策に関する予算は示されるが、その評価はどうだったのか。来年度こうしますと言われても、評価を踏まえた上で、こうしますと示してもらいたい。

●京都府教育委員会では事業評価をしているが、この委員会で示してはいない。

○次につながるのでこの事業についての評価も可能であれば示していただきたい。

○平成31年度新規事業について詳しく説明してほしい。

●不登校支援拠点整備事業として取り組んでいきたいと考えている。不登校の捉え方は必ずしも学校復帰を目指すだけでなく、社会的自立を支援することも大切であるという社会的認識が広がる中で、教育支援センターの果たす役割に着目した。広域行政機関として、市町の教育支援センターが不登校支援の拠点として成果を上げているところがあれば、設置そのものが難しい地域もあることを踏まえて、すべての市町で教育支援センターがその機能を果たせるよう、教育支援センターにSCやSSW等の専門家や心の居場所サポーターを配置することとしている。

○心の居場所サポーターは学生や院生が派遣されることも多いが、どのように活用しているのか。

●学生に任せるのは、児童生徒の個別の支援である。学習を支援することもあれば、単に話し相手が必要な場合もある。

○教育支援センターの機能を充実させていくのが教育機会確保法からして適切である。人口の少ない市町村が設置運営をすることは財政的にも厳しい。本来、市町村で行うべきことを広域行政の府がどれだけできるかが課題である。

●市町村と協議しながら進めていきたい。長期的には教育支援センターの位置づけや役割を示していきたいと考えている。

○教職員用ハンドブック等が示されているが、本委員会にも示すことができるのか。

●今から、来年度にかけて作成していくので、完成したものを示したい。

1 教学第 658 号
平成 31 年 4 月 25 日

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

平成 31 年度京都府いじめ調査(1 回目)等の実施について（依頼）

京都府では、「京都府いじめ防止基本方針」に基づき、いじめほどの子どもにも、どの学校にもおこりうるものと捉え、児童生徒の「嫌な思いをした」ことを幅広く丁寧に把握し、いじめの未然防止・早期対応に取り組んでいるところです。しかしながら、本府におきましても、重大事態が発生するなど、いじめへの対応について、一層丁寧な取組が必要であると考えています。

今年度におきましても、児童生徒の些細な兆候を見逃さないよう、アンケートや聞き取りを通して、いじめの未然防止や早期対応に向けて別添のとおり調査を実施します。

つきましては、貴教育委員会が所管する学校で適切に実施できるよう指導願います。

なお、本調査を活用して、児童生徒の状況を正確に把握し、必要に応じて関係機関等も含めた適切かつ丁寧な対応を願います。

担 当	学校教育課指導第 2 担当 小山
TEL/FAX	075-414-5840/075-414-5837
e-mail	k-koyama70@pref.kyoto.lg.jp

平成31年度京都府いじめ調査実施要項

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小・中・義務教育学校（京都市立学校を除く。）の児童生徒

3 調査方法

- (1) 学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聴き取り調査を実施する。
- (2) アンケートは以下のいずれかの方法により実施する。
 - ア 別添の府のアンケートを使用して実施
 - イ 学校独自のアンケート等に別添の府のアンケートの項目を組み入れて実施
- (3) アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
- (4) 小学校1年生・2年生・3年生（義務教育学校にあっては該当する学年）に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (5) 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (6) 別添「平成31年度いじめ調査の実施上の留意点」を参照の上、調査を実施する。

4 調査の実施

- (1) 1回目、2回目の調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施すること。
- (2) 1回目の調査に係る追跡調査も実施すること。
 - 2回目の追跡調査については報告を求めないこととするが、文部科学省が実施する「平成31年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」への報告ができるよう、確実に状況把握をすること。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施すること。

5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、未解消、解消に分けて集計する。なお、未解消のうち、重大事態については、内数で「重大事態件数」に計上集計するものとする。
 - ・ 認 知：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - ・ 未 解 消：次のA・B・Cの3区分で集計する。
 - A（要指導）：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - B（要支援）：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦

痛を感じているもの。

C（見守り）：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。

・解消(D)：「京都府いじめ防止基本方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。

いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。

・重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）。

(2) 項目ごとに「件数」を集計するとともに、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したものの他に、教職員が日常的に把握したものも含めるものとする。

6 未調査者の取扱い

3の(5)により把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ未調査として計上し、あわせてその理由を報告すること。

7 結果の報告

1回目、1回目追跡調査及び2回目については次の期日までに京都府教育委員会まで報告すること。なお、2回目以降のいじめ事象及びいじめの追跡については、文部科学省が実施する「平成31年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告をもって替えることとする。

1回目の調査

平成31（令和元）年8月5日（月）

1回目の追跡調査及び2回目の調査

平成32（令和2）年1月17日（金）

8 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部（学校評議員、スクールカウンセラー）の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域社会が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

平成 31 年度いじめ調査の追跡調査について

1 追跡調査の目的

平成 29 年 3 月 14 日に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)及び、平成 30 年 4 月に改定した「京都府いじめ防止基本方針」に基づき、いじめが「解消している」状態を勘案した調査にするため、追跡調査を実施するものである。

2 追跡調査対象

平成 31 年度いじめ調査において、いじめを「認知」した府内の全公立小・中・義務教育学校(京都市立学校を除く。)の児童生徒

3 追跡調査の方法時期等

- (1) 学校は、追跡調査対象の全ての児童生徒に個別の聴き取り調査を実施する。
- (2) 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。
- (3) 別添「平成 31 年度いじめ調査の実施上の留意点」を参照の上、調査を実施する。

4 追跡調査の実施時期等

- (1) 1 回目及び 2 回目いじめ調査後、各市町(組合)教育委員会又は各学校の実態等により、適切な時期に実施すること。
- (2) 1 回目及び 2 回目いじめ調査後、いじめ調査で認知したいじめの状況を追跡し、「京都府いじめ防止基本方針」におけるいじめの「解消している」状態に基づいて把握する。

5 結果の集計

(1) 追跡調査時点の状況を未解消、解消に分けて集計する。なお、未解消のうち、重大事態については、内数で「重大事態の件数」に計上集計する。

・ 認知：平成 31 年度いじめ調査でいじめと認知したもの。

なお、当該児童生徒が転出した場合、追跡調査「別紙様式」の当該児童生徒の転出件数の欄に件数を記載する。

・ 未 解 消：次の A・B・C の 3 区分で集計する。

A (要指導)：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

B (要支援)：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒

が心身の苦痛を感じているもの。

C（見守り）：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。

（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。）

- ・ 解消：「京都府いじめ防止基本方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。
いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。
- ・ 重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。）

(2) 項目ごとに「件数」を集計する。

6 結果の報告

追跡調査の集計した結果については、次の期日までに報告すること。なお、2回目以降のいじめ事象及びいじめの追跡については、文部科学省が実施する「平成31年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告をもって替えることとする。

1回目の追跡調査

平成32（令和2）年1月17日（金）

平成31年度京都府いじめ調査の実施上の留意点

※文中の学年について、義務教育学校においては、それぞれ該当する学年として読みかえてください。

1 調査の実施にあたって

- (1) 各学校では調査の実施にあたり、調査の目的等を全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒に対しても、十分理解させた上で実施すること。
- (2) 今回の調査は、いじめの実態を明らかにして、早期発見、早期対応することが第一の目的であること。
- (3) アンケートはいじめを把握する手立ての一つであるが、アンケートにより全てのいじめが把握できるものではないので、実施したアンケートを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、丁寧に聴き取り調査を行うこと。
- (4) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう留意して実施すること。
- (5) 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施すること。
- (6) 長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施すること。
- (7) いじめ調査ができなかった児童生徒を「未調査者」とし、調査ができなかった理由を明確にすること。また、不登校であり、本人に面会ができなかった場合についても、いじめによる不登校でないか疑いを持ち、不登校に至る経緯等に留意すること。

2 調査対象に関して

調査当日に在籍する全ての児童生徒を対象とする。

3 調査方法に関して

- (1) アンケートの実施にあたっては、調査の目的等を説明した上で実施するなど、児童生徒のいじめの実態がより正確に把握できるように努めること。
- (2) アンケートの記入にあたっては、机間指導や慎重な回収方法の工夫など児童生徒が記名でも書きやすい環境づくりに努めること。
- (3) 小学校1年生・2年生・3年生においては、質問内容を読み上げて分かりやすく説明しながら進めたり、個別の聴き取り調査と同時に実施して教員が記録したりするなど、児童の状況を十分考慮して実施すること。
- (4) 長期欠席者等アンケートの実施が困難な場合については、個別の聴き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童生徒の状況を十分考慮して実施すること。
- (5) 個別に聴き取りを行う場合、聴き取りをする時間や場所等の実施方法について配慮すること。

4 結果の集計に関して

- (1) 各学校において、調査結果を「いじめ調査集計票（学校用）」にとりまとめて市町（組合）教育委員会に提出する。

なお、認知したいじめについて集計する際には、認知、未解消(A・B・C)、解消(D)及び重大事態(未解消の内数)の「件数」を学年別・男女別に実人数で、また認知及び重大事態については「態様」についても集計すること。

- ・ 認 知：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※ 「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除くが、保護者等からの虐待の疑いがある場合は、本調査の

報告ではなく、組織的に対応し、市町村や児童相談所、警察との情報共有を速やかに行うこと。

- ・未解消：次のA・B・Cの3区分で集計する。
 - A（要指導）：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - B（要支援）：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - C（見守り）：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。
 - ・解消：「京都府いじめ防止基本方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。
 - いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。
 - ・重大事態：未解消のA・B・Cのうち「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態のものについて、内数で集計する。
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）。※なお、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態として認知するものとする。
- (2) 各項目の「件数」は、いじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。その際、同一人物が反復していじめを受けていても1件として扱う。
- (3) 「解消件数」はいじめを受けた児童生徒一人ごとに、その児童生徒に関わるすべてのいじめが解消された場合、1件として扱う。
- (4) 「いじめのアンケート」の「問2」については、各番号にチェックされていたら、その番号のいじめの態様に1をカウントする（複数回答あり）。
- (5) 集計表の「児童（生徒）数の状況」欄の「家庭訪問等で調査できた児童（生徒）数」欄については、長期欠席等により、学校においてアンケートや聞き取り調査ができなかったが、家庭訪問等で状況を把握することができた児童生徒数を調査児童（生徒数）の内数として記入する。
- (6) 家庭訪問等により状況把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ、集計表の「未調査者の状況」欄に理由ごとに計上し、報告すること。なお、理由が「その他」の場合は、その具体的な状況を記入すること。
- (7) 未調査者については、前回の調査においても未調査であった児童生徒の数を内数として記入すること。
- (8) 市町（組合）教育委員会は、「いじめ調査集計票（教育委員会用）」（別紙様式1-2、2-2）にとりまとめて、貴市町村を所管区域とする教育局あて電子媒体で提出する。
- (9) 教育局は、「いじめ調査集計票（教育局用）」（別紙様式1-3、2-3）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。
- (10) 府立高等学校附属中学校は、「いじめ調査集計票（学校用）」（別紙様式2-1）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。

5 追跡調査について

いじめについては、被害児童生徒の立場に寄り添いながら、各校のいじめ対策組織において解消に向けて適切に対応されているところである。

その対応により、要指導(A)、要支援(B)が改善され、また、見守り(C)の状況が解消されるなど、未解消の状況がどのように改善されたかを把握し、新たな学年、学校につなげる必要がある。

このことから、調査時の状況が改善されたかどうかを追跡調査することとする。

なお、2回目の追跡調査については報告を求めないこととするが、文部科学省が実施する「平成31年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」への報告ができるよう、確実に状況把握をすること。

また、国及び京都府におけるいじめの「解消の定義」に基づき「解消」を判断することから、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを前提に、相当の期間(少なくとも3か月を目安とする。)いじめの行為が止んでいることが必要であることを念頭に入れながら、調査及び追跡調査の時期を設定することも大切である。

6 その他

- (1) 本いじめ調査の趣旨を理解し、教職員以外の守秘義務を有した外部者に依頼して、結果の検証に努めること。
- (2) 調査により児童生徒から回収したアンケート用紙は、市町(組合)教育委員会で定められた期間、保存しておくこと。
※府立学校については、原則5年間保存とする。
- (3) 学校だより等を活用して、調査を実施することや結果の概要を保護者へ知らせるとともに、学校、家庭、地域社会が連携していじめの問題に取り組むよう努めること。
- (4) いじめ調査後のアンケート等の資料については、本人の了解なしに本人以外の者に見せたり、渡したりすることがない等、取扱に配慮すること。

いじめのアンケート

児童・生徒のみなさんへ

このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。
日頃の学校生活を振り返って、問いに答えてください。

年 組 名前

※名前は、書きたくなければ、書かなくてもかまいません。

問1 あなたは、今年の〇月〇日から今日までの間、だれかから（同じクラスや学年の人だけでなく、違う学年や他の学校の人も含む）、【問2】の①～⑨に当たるようなことをされて、いやな思いをした事がありますか？

() がある () ない

※「ある」と答えた人は問2・3・4・5・6・7に、「ない」と答えた人は問6・7に答えてください。

問2 それはどのようなことですか。されたこと全てに○をしてください。

- ① () 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② () 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ () 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ () ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ () 金品をたかられる。
- ⑥ () 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ () 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ⑧ () パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他 ()

※上のこと以外にもあれば書いてください。

問3 それは、いつ頃ですか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。①を選んだ人は月を記入してください。

① () 月頃 ②覚えていない

問4 今はどうなっていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①今はない ②今もときどきある ③今もよくある

問5 今でもいやな思いをしていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①今はいやな思いはない ②今も時々いやな思いになる ③今もいやな思いをしている

問6 いじめられている人を見たことがありますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①ある ②ない

「ある」に○をつけた人は、知っていることを書いてください。

問7 いじめをなくすためにはどうすればよいと思うか、書いてください。

平成 31 年 月 日

保護者 様

〇〇立〇〇〇〇学校
学校長 〇〇 〇〇

いじめの調査について

保護者の皆様方におかれましては、御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、平成 29 年 3 月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、平成 30 年 4 月に「京都府いじめ防止基本方針」が改定されました。改定によりいじめが「解消している」状態（以下、「解消の定義」という。）について下記のとおり定義されました。

本校において実施している「いじめ調査」につきましても、このいじめの「解消の定義」に基づき実施しますので、お知らせします。

今後も、丁寧に子どもたちを見守り、子どもたちの気持ちに寄り添いながら対応していきますので、よろしく願いいたします。

記

いじめの「解消の定義」について（「京都府いじめ防止基本方針」（平成 30 年 4 月改定）より）

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

平成31年度いじめ調査(1回目)集計票(学校用)

学校名

1. アンケートの状況

	原簿式を使用(活用)	学校独自様式を使用	合計
記名式			0
無記名式			0
合計	0	0	0

※行・列の挿入等、書式の変更を行わないでください。
※数字や文字が入っているところには入力しないでください。

※上記表の「カ所」に「1(半角)」を入力してください。

2. 児童数の状況

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
在籍児童数							0
調査児童数							0
<small>家庭訪問等で調査できた児童数(内数)</small>							0
未調査児童数							0 (※1)
<small>前回(平成30年度2回目)に引き続き、今回の調査でも未調査の児童数(内数)</small>							0 (※2)
確認	OK						

←NGがでたら要確認

在籍者数=調査児童数+未調査児童数

3. 認知件数

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0 (※3)

いじめの態様	件数
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	
仲間はずれ、集団による無視をされる。	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	
金品をたかられる。	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	
パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。	
その他	
計	0

←各態様の合計数

4. 未解消件数

A. 要指導件数(行為が止まず、嫌な思いをしている件数)

要指導件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

B. 要支援件数(行為は止んでいるが、嫌な思いをしている件数)

要支援件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

C. 見守り件数(「嫌な思いはない」が、行為が止んでいる期間が3カ月間に達していない)

見守り件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

5. 解消件数(D/3カ月以上いじめの行為がなく、被害児童の嫌な思いもない状態)

解消件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

6. 未解消件数(A+B+C)と解消件数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
未解消件数							
男子	0	0	0	0	0	0	0
女子	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0
解消件数	0	0	0	0	0	0	0
合計(認知件数)	0	0	0	0	0	0	0 (※3)
確認	OK						

←NGがでたら要確認

(※3)合計(認知件数)と「3. 認知件数」の学年別合計が不一致

7. 重大事態の件数(未解消A・B・Cの内数)

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

※ 重大事態の未解消区分(未解消A・B・Cの内数)

認知件数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計	区分合計
A(要指導)	男子							0	0
	女子							0	
B(要支援)	男子							0	0
	女子							0	
C(見守り)	男子							0	0
	女子							0	
合計	男子	0	0	0	0	0	0	0	0
	女子	0	0	0	0	0	0	0	
	学年別合計	0	0	0	0	0	0	0	

※ 重大事態の態様(「6. 未解消件数(A+B+C)と解消件数」の態様の内数)

いじめの態様	件数
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	
仲間はずれ、集団による無視をされる。	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	
ひどくぶつられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	
金品をたかられる。	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	
パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。	
その他	

学年	重大事態の具体的状況や学校等の対応など自由記述(重大事態と判断した根拠も含めて)

8. 未調査者の状況

理由	性別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
保護者、児童とも居所不明	男子							0
	女子							0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	男子							0
	女子							0
保護者や児童が調査に応じられる状態にない。	男子							0
	女子							0
フリースクール等の学校以外の施設に通所	男子							0
	女子							0
病気・入院等により調査ができない。	男子							0
	女子							0
その他	男子							0
	女子							0
合計	男子	0	0	0	0	0	0	0
	女子	0	0	0	0	0	0	0
	年合計(※)	0	0	0	0	0	0	0

男女確認	OK						
------	----	----	----	----	----	----	----

↑NGがでたら要確認

(※1)学年合計と「2. 児童数の状況」の未調査児童数が不一致

※ 前回(平成30年度2回目)の調査においても、未調査であった児童数(内数)

未調査者数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0
確認	OK						

↑NGがでたら要確認 (※2)学年別合計と「2. 児童数の状況」の項目(平成30年度2回目)の調査においても、未調査であった児童数(内数)の数値が不一致

※ その他の具体的状況を記入(未調査者の項目に入れられない特別な場合)

学年	性別	状況

平成31年度いじめ調査(1回目)の追跡調査集計票(小学校用)

学校名

※行・列の挿入等、書式の変更を行わないでください。
※数字や文字が入っているところには入力しないでください。

1. 認知件数(1回目いじめ調査「未解消件数(A+B+C)と解消件数」と同数となる。※1)

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
男子							0	※1) 1回目調査と一致
女子							0	
当該児童生徒の転出により未認知件数							0	0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0	OK

2. 未解消件数

A. 要指導件数(行為が止まず、嫌な思いをしている件数)

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

B. 要支援件数(行為は止んでいるが、嫌な思いをしている件数)

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

C. 見守り件数(「嫌な思いはない」が、行為が止んでいる期間が3カ月間に達していない)

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

3. 解消件数(D/3カ月以上いじめの行為がなく、被害児童の嫌な思いもない状態)

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

4. 未解消件数(A+B+C)と解消件数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
未解消件数								
男子	0	0	0	0	0	0	0	
未解消件数								
女子	0	0	0	0	0	0	0	
未解消件数								
合計	0	0	0	0	0	0	0	※1) 1回目調査と一致
解消件数	0	0	0	0	0	0	0	0
当該児童生徒の転出件数	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(認知件数)	0	0	0	0	0	0	0	OK
確認	OK	※2) 追跡調査対象件						

↑ "NG" の場合、(※2)合計(認知件数)と「1. 認知件数」の学年別合計(※2)が不一致です。

5. 重大事態の件数(未解消A・B・Cの内数)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
男子							0	※1)
女子							0	
当該児童生徒の転出件数	0	0	0	0	0	0	0	0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0	OK

6. 重大事態の未解消区分(未解消A・B・Cの内数)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計	区分合計
A(要指導)	男子						0	0
	女子						0	
B(要支援)	男子						0	0
	女子						0	
C(見守り)	男子						0	0
	女子						0	
合計	男子	0	0	0	0	0	0	0
	女子	0	0	0	0	0	0	
	学年別合計	0	0	0	0	0	0	

学年	重大事態のいじめの具体的状況や学校等の対応など自由記述(重大事態と判断した根拠も含めて)